

ソビエトの教育改革 — 「労働教育」の充実 —

職業訓練大学校 森 下 一 期 訳

現在、ソビエトにおいて抜本的な教育改革が進められています。その特徴は、(1)数年にわたって試行してきた6才児就学を実施し、普通教育学校を11年とすること、(2)労働教育、職業指導、職業技術教育を改善し、充実をはかること、(3)教授プラン、教授プログラムを改定するなど教育内容、教授法の研究を一層深めること、また学級定員を削減(1~9学年で40名から30名に、10・11学年で35名から25名に)するなど教育条件の改善をはかること、(4)家庭教育あるいは校外における教育を重視し、社会全体が子どもの訓育にたずさわる体制をつくろうとしていること、(5)教師の養成と待遇の改善をはかること、です。

これは、今年1月4日に改革草案を発表し、全国的な下部討議を3ヶ月間行って、4月10日のソ連邦共産党中央委員会総会と4月12日のソ連邦最高会議で決定されました。

これまで労働教育が重視されてきましたが、今回の決定は更にその方向を強めています。例えば、教科「労働教育」の時間は、2~4学年で、2→3時間、5~7学年で、2→4時間、8~9学年で、2→6時間、10~11学年で、4→8時間、と大幅に増加されています。この増加分は社会的有用・生産的労働に当てられるようです。また、労働実習も5~7学年で10日、8~9学年-16日、10学年-20日(現行では5~7学年-5日、9学年-22日)と増加されます。このことから、子どもたちに実際に労働する経験を豊富にさせようとしていることがわかります。

このような大きな改革を行う理由には、い

ろいろな問題があるようです。まず第一に、国民教育の水準を高めることをねらっていることはあきらかです。1981年のソ連邦共産党第26回大会では、すべての子どもが中等教育を受ける体制ができた、そして、今後の課題は教育内容と教育方法の改善であると報告されています。例えば、職業技術教育を行う学校でも中等普通教育を実施するように、すべてを中等職業技術学校に改組してきていますが、その教育内容を整理したり、教科書を作成したりすることも大きな課題です。

このようなこと以外に、現在のソビエトにおける子どもたちの状況、教育の実態ということもあるようです。社会主義国だからといって、教育には問題がないというわけではありません。労働を厭うとか、自分で職業を選べないとか、一つの職業への定着率が悪いといったことが何年もまえから度々問題にされています。また、非行の問題もあるようです。離婚の増加などによる家庭の教育環境の悪化の問題も指摘されています。これらの問題はかならずしも詳しく伝えられていませんが、世界の国々が抱えている問題と重なるところもあるようです。

労働教育を教育の中心的な柱として据えているソビエトの教育がどのような展開を示していくか、その内容を研究しつつ、可能なかぎり実態もつかむようにしたいものです。

今回は、普通教育学校の労働教育の部分の新しい方向を紹介します。原文は、1984年5月4日付《プラウダ》です。翻訳にあたっては、長谷川淳先生の御指導をうけました。深く感謝致します。

《生徒の労働訓育、労働教授及び職業指導と、彼らの社会的有用・生産的労働の組織との改善について》

— ソ連邦共産党中央委員会及びソ連邦閣僚会議決定 —

ソ連邦共産党中央委員会とソ連邦閣僚会議は、連邦共和国共産党中央委員会、党の地方委員会、州委員会、ソ連邦教育省、全ソ連邦労働組合中央評議会、全ソ連邦レーニン共産青年同盟、ソ連邦の省庁、連邦共和国と自治共和国の閣僚会議、地方及び州の人民代議員ソビエトの執行委員会が、そのために必要な条件をつくりながら、普通教育学校の生徒の労働訓育、労働教授及び職業指導の根本的な改善、自立した生活への彼らの実際の、精神的・心理的準備の水準の向上、成長中の世代の労働への自覚的な要求の形成に対する方策をとることを義務づけた。科学の基礎の学習と体系的、組織的な、力相応の社会的有用・生産的労働への生徒の直接の参加との緊密な相互関係を保証すること。

ソ連邦教育省とソ連邦教育科学アカデミヤに対し、1984年～1985年に、生徒の労働教育の新しい標準的なプログラムを作成することを委任する。それは総合技術的基礎の上に組み立てられ、科学・技術の進歩の達成をより完全に考慮に入れ、生徒に現代の生産と経済的知識の基礎を知らせるものでなければならない。

1～4学年で、生徒は、種々の材料の手加工、農作物の栽培の基本的な方法を習得し、若干の職業を知り、5～7学年では、総合技術的な性格のより基本的な一般労働的準備教育、国民経済の諸部門についての観念を獲得し、そして幹部要員に対する国民経済の要求に応じて、大衆の職業に関する準備教育を第8学年から始めることを予定している。労働

訓育、労働教授及び職業指導は、職業の自覚的な選択及び教育の継続のための教育施設の自覚的な選択へ向けて、不完全中等学校（9年）終了時までには生徒を準備教育しなければならない。中等学校終了までには、生徒は一定の職業を習得し、定められた手続で技能資格試験に合格しなければならない。労働教授に関する新しいプログラムと義務的な社会的有用・生産的労働の実施は、必要な条件の創設に応じて漸次1986年～1990年に実現することが予定されている。

決定に従って、生徒の労働教授、社会的有用・生産的労働の時間が増加される。このために、週当たり、2～4学年で3時間、5～7学年—4時間、8～9学年—6時間、10～11（12）学年—8時間があてがわれる。

労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会、ソ連邦教育省、職業技術教育に関するソ連邦国家委員会に対し、全ソ連邦労働組合中央評議会、ソ連邦の他の省庁と協力して、普通教育学校における生徒の準備教育が組織される職業の一覧表を作成し、承認することを提議する。

普通教育学校の生徒の労働訓育と職業指導の改善のために、学習職場、企業や組織の実習場、学校共同教育生産コンビナート、学校及び学校共同学習実習室、学校共同学習—生産実習室、生産設備、生徒の生産隊及び生産班、学校実習林及び他の労働連合における社会的有用・生産的労働への生徒の義務的な参加を実施することが必要であると認める。夏期休暇に自発的に国民経済における、力に応

じた作業に生徒を広く引き入れること。標語
 ≪わが労働は、わが共和国の労働の隊列に、
 下に、若い生徒の愛国的な運動を展開する
 こと。ピオネールキャンプで休息する生徒の
 労働への参加のための条件をつくりだすこと。

労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会、
 ソ連邦財政省及びソ連邦教育省に対し、他の
 関係省庁と協力して、6ヶ月間に、国民経済
 における生徒の労働の支払いの制度、また生
 徒の労働教育及び職業指導を実施する学校の
 教育従事者と他の従事者の労働の支払いの条
 件を定めることを委任する。

生徒の労働教授、職業指導、社会的有用・
 生産的労働の組織に対して、次の基準から始
 めて——6～12学級の学校に、月に25ル
 ープリ、13～29学級—50ループリ、30
 学級以上—80ループリ——、学校の教育従
 事者一人に付加金の支払いを実施することを
 定めること。

生徒の社会的有用・生産的労働の直接の指
 導は、教師、訓育担当者、学校及び教育生産
 コンビナートの生産教授のマスター、企業
 及び組織の教育職場や実習場の従事者に委任
 されている。

労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会、
 ソ連邦教育省、職業技術教育に関するソ連邦
 国家委員会、ソ連邦保健省及び全ソ連邦労働
 組合中央評議会に対し、1985年1月1日
 までに、他の関係省庁と協力して、一連の職
 業の自主的作業に対する青少年の就業許可の
 ために、年齢制限の引き下げの問題を検討す
 ることを提案する。その中に、教師の指導の
 下で、危害予防と身体的な労働条件の保障の
 条件下で、労働連合を構成するトラクター運
 転手、コンバイン運転手としての労働に16
 歳の生徒を就業許可することが含まれる。

連邦共和国及び自治共和国閣僚会議、地方
 及び州人民代議員ソビエト執行委員会に対し、
 普通教育学校と基地企業（組織）に、中等普
 通学校、9年制学校及び専門普通教員学校に、

生徒の労働準備教育の組織に対する責任を負
 わせることを委任する。

ソ連邦教育省に対し、労働と社会問題に関
 するソ連邦国家委員会及び全ソ連邦労働組合
 中央評議会とともに、関係省庁の参加を得て、
 2ヶ月間に、学校に基地企業についての規定
 を作成し、ソ連邦閣僚会議の承認を得るため
 に提議することを命じる。

ソ連邦の省庁、連邦共和国の閣僚会議は、
 諸部門の経済的、社会的発展の計画の中に、
 学校の基地企業（組織）への生徒の労働準備
 教育の組織のために不可欠な物質的資源の分
 与を規定しなければならない。

ソ連邦教育省、ソ連邦保健省、全ソ連邦勞
 働組合中央評議会、全ソ連邦レーニン共産青
 年同盟、国民教育機関、保健機関、労働組合
 及びコムソモール委員会、教育集団は、労働
 教育、道徳教育及び保健教育の不可欠な部分
 としてのセルフサービスの発達に関する生徒
 のイニシアチブと彼らの社会的組織を全面的
 に支持しなければならない。子どもと少年少
 女の教育において、また家庭での子どもの勞
 働の組織も含め、生徒の労働訓育への父母の
 影響の強化において、家庭と学校の協力に関
 して、父母の委員会、企業及び組織の労働組
 合委員会の事務局の役割を高めること。

労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会、
 ソ連邦教育省、職業技術教育に関するソ連邦
 国家委員会、ソ連邦高等・中等専門教育省及
 び他の関係省庁に対し、青年学生の職業指導
 に関する事業を著しく改善する必要性を指示
 する。

学校生徒の職業指導に関する事業の調整は、
 労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会及
 び地方のその委員会が負う。この委員会に対
 し、青年学生の職業指導のセンターを一連の
 都市と農村に、実験的に創設することを委任
 する。

これと関連して、ソ連邦国家計画委員会と
 ソ連邦財政省に対し、連邦共和国の閣僚会議

の参加を得て、この委員会の中央機関及びその地方機関の構成と職員定員について、及びソ連邦政府の決定が要求する問題に関して、労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会の提案を検討すること、ソ連邦閣僚会議に提案を提示することを勧告する。

学校に授業科目《生産の基礎。職業の選択》を導入し、中等普通教育学校における職業指導の学習—教授法実験室の仕事の水準を高め、学校共同教育生産コンビナート及び大規模な9年制学校に同様な実験室を創設し、青年のために平易な職業百科事典を準備し、必要部数を出版し、職業指導に関する参考文献の発行を増加することが目的に適切であると認める。

ソ連邦教育省と職業技術教育に関するソ連邦国家委員会は、中等職業技術学校を基礎にして、生徒の労働教授と社会的有用・生産的労働の組織化を広く実施しなければならない。教授プログラムの中に生徒の労働教授と中等職業技術学校における青年の職業準備教育の継承性を規定すること。

連邦共和国及び自治共和国閣僚会議、地区及び州人民代議員ソビエト執行委員会に対し、ソ連邦の関係する省庁の参加を得て、1985年～1995年の間に生徒の労働準備教育のための物質的基盤の発展に関する方策を作成し実施することが決定の中に提議されている。企業及び組織の教育職場と実習室、学校共同教育生産コンビナート、学校実習場、学校共同学習実習場、教育生産実習場、労働教育の学校実験室、学習実験実習室、補助生産設備、労働と休息の常設キャンプ、生徒の生産隊の野営地及び学校林の必要数、及び、生徒の労働教授及び社会的有用・生産的労働の組織のための建物の建設を保障すること。

連邦共和国閣僚会議に対し、また、生徒の労働教育、技術的創造と農業実験に関する課外及び校外作業の実施のために必要な資材の、学校及び校外施設への供給を組織することを

提議する。

ソ連邦の省庁及び連邦共和国閣僚会議に対して、1986年～1990年の間に、普通教育学校における労働教育のための教育的・物質的基盤の強化に関する課題を設定する。

ソ連邦教育省、ソ連邦の省庁、連邦共和国及び自治共和国閣僚会議は、8～11(12)学年の生徒の労働教育の組織化に関する学校共同教育生産コンビナート、企業(組織)の教育職場と実習場の事業の改善に対する方策を採らなければならない。

1986/87学習年度から、農村学校共同教育生産コンビナートにおける学習グループの定員を20～25人に定め、上述の学習年度から、20人以上の在籍の場合実際教授と生徒の生産労働の組織のときには学校共同教育生産コンビナートの学習グループの二つの小グループへの分割を実施し、必要な場合にこのコンビナートにおいて学校生徒への自動車取扱法、トラクター、タイプライター及び事務の作業の教授の遂行する決定が採択されている。

地方人民代議員ソビエト執行委員会に対し、次のことを義務づける。すなわち、労働と社会問題に関するソ連邦国家委員会、ソ連邦教育省、職業技術教育に関する国家委員会が、全ソ連邦労働組合中央評議会、ソ連邦の他の省庁と共同して承認した職業の一覧表にもとづき、また幹部要員に対する国民経済の要求、生産的及び教育的・物質的基盤の存在と発展の可能性、都市及び農村学校の特質を考慮して、生徒の労働教育の職種及び生徒の社会的有用・生産的労働の具体的内容を定めること、中等普通教育学校の卒業生の適時の就労体制を実現することである。9年制学校及び中等学校の卒業生の将来の学習と就労体制のさまざまな方向に関する彼らの配置計画をまとめること。

ソ連邦教育省に対して次のことを委任する。すなわち、ソ連邦国家計画委員会、労働と社

会問題に関する国家委員会、ソ連邦保健省、ソ連邦財政省、ソ連邦の他の関係省庁、全ソ連邦労働組合中央評議会、全ソ連邦レーニン共産青年同盟中央執行委員会と共同して、普通教育学校の生徒の社会的有用・生産的労働の組織についての規定、生徒の労働教育と職業指導の学校共同教育生産コンビナートについての規定、及びコルホーズ、ソフホーズにおける生徒の生産隊についての規定を作成し、承認すること。

ソ連邦教育省、ソ連邦農業省、農工業連合体の他の省庁及びソ連邦消費組合中央連合は、全ソ連邦労働組合中央評議会及び全ソ連邦レーニン共産青年同盟中央執行委員会と共同して、生徒の生産隊の一層の発展を保障し、各大規模農村学校においてそれを組織し、圧倒的多数の生徒がその作業に参加することができるよう努力しなければならない。生徒の生産隊の組織の中にさまざまな種類の農作業に関する常置班を持つこと。

決定にもとづいて、次のことをソフホーズ

及び他の国営農業企業、及び農業技術に関するソ連邦国家委員会の企業に許可し、またコルホーズに勧告する。すなわち、畜産に従事する若い機械技術者と労働者のために引き上げた生産基準を定めること：学校あるいは職業技術学校卒業後の仕事の最初の三ヶ月間は—40パーセント以下であり、次の三ヶ月間は—20パーセント以下の切り下げである。

全ソ連邦労働組合中央評議会及び全ソ連邦レーニン共産青年同盟中央執行委員会に対して、生徒の労働訓育と職業指導における労働組合組織とコムソモール組織の役割を高めることを提議する。教育機関及び職業技術教育機関と協力して青年学生を企業と組織の集団の社会的・労働的活動に積極的に引き入れること。社会的有用・生産的労働への生徒の自発的参加の伝統を全面的に支援し、都市と農村の生徒の労働連合の活動のための好都合な条件をつくりだし、物質的生産部門で働く希望を表明している中等普通教育学校の卒業生の運動を発展させること。